

件 名	職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
経 過 ・ 現 状	令和3年6月 国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の成立
政 策 課 題	
対 応 方 針	<p>○対象となる条例 資料①の「改正条例」参照</p> <p>○制定内容</p> <p>①定年年齢 職員の定年年齢を令和5年度から61歳に引き上げ、その後65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる</p> <p>②給料月額 60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、職員に適用される給料表の月額について、当該職員が受ける級号給に応じた額の「7割水準」とする</p> <p>③退職手当 ・60歳に達した日以後の最初の3月31日以後、非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、退職事由を「定年退職」として算定する。 ・7割水準の給料月額となる場合及び役職定年による降任等により給料月額が減額される場合において、最も高かった給料月額を算定基礎とする「ピーク時特例」を適用する</p>
今 後 の 取 組 (案)	<p>④管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制） 管理監督職員は60歳に達した日以後の最初の4月1日に非管理監督職へ降任する。 ※ 小・中・支援・高等学校の校長は、特定管理監督職群として特例任用の対象とし、60歳到達後も引き続き留任可能</p> <p>⑤定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度 ・60歳に達した日以後の最初の4月1日から定年退職日に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として任用する。 ・定年年齢が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、暫定再任用制度を措置する</p> <p>⑥再任用職員給料表及び期末勤勉手当の加算率改定 定年引上げと併せて、政令市平均の給与水準となるよう再任用職員給料表の改定（改定率2.65%）及び期末勤勉手当の加算率の改定を行う</p> <p>○施行日 令和5年4月1日</p>
効 果 の 想 定	豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が最大限活躍する
関 係 局 と の 政 策 連 携	全局

定年引上げに伴う関係条例の改正について

制定趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間制等を設けることとし、関係する条例について所要の改正その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うものであること。

改正条例

1. 堺市職員の分限に関する条例
2. 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
3. 堺市職員の給与に関する条例
4. 堺市職員退職手当支給条例
5. 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
6. 堺市職員の定年等に関する条例
7. 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
8. 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
9. 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
10. 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
11. 堺市職員及び組織の活性化に関する条例
12. 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例
13. 堺市職員の再任用に関する条例（廃止）

制定内容

① 定年年齢

- ・ 職員の定年年齢を令和5年度から61歳に引き上げ、その後65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。

② 給料月額

- ・ 60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、職員に適用される給料表の月額について、当該職員が受ける級号給に応じた額の「7割水準」とする。

③ 退職手当

- ・ 60歳に達した日以後の最初の3月31日以後、非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、退職事由を「定年退職」として算定する。
- ・ 7割水準の給料月額となる場合及び役職定年による降任等により給料月額が減額される場合において、最も高かった給料月額を算定基礎とする「ピーク時特例」を適用する。

④ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

- ・ 管理監督職員は60歳に達した日以後の最初の4月1日に非管理監督職へ降任する。
- ※ 小・中・支援・高等学校の校長は、特定管理監督職群として特例任用の対象とし、60歳到達後も引き続き留任可能

⑤ 定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度

- ・ 60歳に達した日以後の最初の4月1日から定年退職日に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として任用する。
- ・ 定年年齢が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、暫定再任用制度を措置する。

⑥ 再任用職員給料表及び期末勤勉手当の加算率改定

- ・ 定年引上げと併せて、政令市平均の給与水準となるよう再任用職員給料表の改定（改定率2.65%）及び期末勤勉手当の加算率の改定を行う。

施行期日

令和5年4月1日施行（規定の整備は公布日施行）

定年引上げのイメージ

● 定年引上げ（定年延長）

- ・ 正規職員の定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に引上げ。
- ・ 令和5年度に60歳に到達する職員の定年は61歳に引上げ。その後、段階的に引上げ後、令和14年度に65歳が定年となる。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
定年年齢 R4末年齢	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
60歳	60歳 定年										
59歳	59歳	60歳 役職定年	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
58歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再			
57歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再		
56歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再	
55歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 役職定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

(議案第 93 号説明資料)

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の 整備等に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、及び管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、関係する条例について次の所要の改正その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うため、本条例を制定するものであること。

(1) 次に掲げる条例について、職員の定年引上げ等に関する所要の改正等を行うもの

- ア 堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）
- イ 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年条例第13号）
- ウ 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）
- エ 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）
- オ 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）
- カ 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）
- キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）
- ク 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）
- ケ 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）
- コ 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）
- サ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
- シ 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）

(2) 堺市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）を廃止するもの

(3) (1)エに掲げる条例について、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に係る規定の整備を行うもの

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。ただし、1(3)に係る改正規定は、

公布の日から施行するものであること。